旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(ヒ)

金・ドル交換停止以降の国際通貨関係の解明のために

はじめに

不換制下の国際通貨関係の一般的特徴

コ 不換制下の「事実上の金平価」と為替相場 不換制下の国際通貨関係の多様性

戸 不換制下における最終決済手段としての金の機能

(以上本号)

IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義

IMFの国際通貨制度の「二元論」的性格

統一的固定相場制における基準通貨としてのドル

金・ドル

交換の意義()

交換の意義(2)

□ IMFの多角的決済機構における公的決済の位置──金・ドル

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(上)

小 西

雄

IMF下の「金管理」――金・ドル交換の意義(3)

三 金・ドル交換停止以降の国際通貨関係の解明のために―

にかえて

はじめに

をせまっている。 MFの国際通貨制度に関する従来の諸研究に、いくつかの反省 いうまでもなく、戦後のIMFの国際通貨制度も現在の変動 金・ドル交換停止以降の国際通貨関係のあらたな展開は、

Ι

相場制の国際通貨関係も、ともに、各国で不換制が常態化して

異なった不換制下での国際通貨関係一般についての理解が必要 である。ところが従来の諸研究においては、不換制下の国際通 自な問題を明らかにするためには、前提として、兌換制下とは いるもとでの国際通貨関係である。したがって、それぞれの独

一八五

下の国際通貨関係一般の理解が不十分、ないし間違っているもうか、あるいはまた一応両者を区別している場合でも、不換制に固有な問題とを十分区別せずに、後者を前者に解消してしま貨関係について一般的に妥当する問題とIMFの国際通貨制度

解するか、という問題がある。らわれとして、IMFのもとでの金・ドル交換の意義をどう理らわれとして、IMFのもとでの金・ドル交換の意義をどう理以上のことと関連して、というよりも以上の問題の端的なあのがすくなくない。

「国際通貨問題」に関するマルクス経済学の立場からの研究史この金一オンス=三五ドルの意義をめぐる問題 は、 戦 後 の

においてもっとも中心的な論争問題であったが、これにはしか

金一オンス=三丘るべき理由がある。

析の正否をわかつ試金石であった、ということができる。それたがって、この問題についての理解はIMFの国際通貨制度分の存在形態とその機能形態とを規定する位置をもっていた。し制度の核心であり、戦後の国際通貨関係における世界貨幣・金金一オンス=三五ドルでの金・ドル交換はIMFの国際通貨

価格の度量標準であり、IMFの国際通貨制度は国際金為替本つの相対立する見解がある。一方は、金一オンス=三五ドルは断この論争には、その基本的潮流として、今日にいたるまで二反映することになったのである。 反映することになったのである。

位制だとする見解であり、いいかえれば、ドルおよびドルに固位制だとする見解である――以下この見解を便宜にて動かないとする見解である――以下この見解を便宜上「度量標準ではなく、ドルも各国通貨もともに不換通貨であってそれぞれに減価を続けており、IMFの国際通貨制度に、とする見解である――以下この見解を便宜上「度の国際通貨制度だ、とする見解である――以下この見解を便宜上「度の国際通貨制度だ、とする見解である――以下この見解を便宜と「たり」と呼ぶ。

この両説の争点は結局「兌換とはなにか」という問題に帰着する。この論点について「不換通貨説」の立場から「度量標準する。この論点について「不換通貨説」の立場から「度量標準する。この論点について「不換通貨説」の立場から「度量標準する。この論点について「不換通貨説」の立場から「度量標準する。この両説の争点は結局「兌換とはなにか」という問題に帰着ことにかわりはないのであり、それぞれに減価しているのあることにかわりはないのであり、それぞれに減価しているのあることにかわりはないのであり、それぞれに減価しているのだ、と。

にもとづいて、あらためて金・ドル交換の積極的意義が明確にしかし、「不換通貨説」をとる場合には、上記の基本的見地論争にあらためてたちいるつもりはない。(6)論争にあらためてたちいるつもりはない。(6) にんいする以上のような批判は疑問の余地のないことであり、本稿ではこの上の基本論点についてみれば、「度量標準説」にたいする以

によっては両説の交錯もみられたのである。でもおおくの論争が行われたのであり、また論争の過程で論点されなければならない。したがって、この立場にたつ論者の間

だがこのような理解にたつかぎり――それが金・ドル交換停止以前および以降のドルを、ともに同一の「国際通貨」なる範ェ以前および以降のドルを、ともに同一の「国際通貨」なるでの相違を――その共通性とともに――明確にしようとするのでの相違を――その共通性とともに――明確にしようとするのであれば、その場合には、従来の国際通貨についての理解をあらためて点検、検証することが必要になるであろう。このような視角から従来の諸研究をふりかえるならば、金・ドル交換の意義に関しては、なお検討を要するいくつかの問題が残されていると考えられる。

う視角から――再把握しようとするものである(第二章)。通貨制度の構造を――とくに、金・ドル交換の意義の解明とい関係の一般的特徴を整理し(第一章)、そのうえでIMFの国際関係の一般的特徴を整理し(第一章)、

されている国際通貨制度における金・ドル交換の意義を解明すとするものでもない。本稿の中心課題は、IMF協定に具体化目的とするものではなく、戦後の「国際通貨危機」分析を目的いはまた、IMFの成立から崩壊にいたるまでの歴史的分析を

もとより本稿は、いわゆるIMF体制の全面的分析を、

ある

ることである。

ル交換停止以降の問題にも若干言及しておくことにしたい。の現在的な意義を明確にする意味から、終章において、金・ドめの予備的な研究という性格をもっているが、このような研究めの予備は、金・ドル交換停止以降の国際通貨関係分析のた

不換制下の国際通貨関係の一般的特徴

うことに解消してしまうような見解もみられる。しかし兌換制の主要な相違を、後者においては相場が変動しやすくなるといい。またこのことと関連して、兌換制下と不換制下の為替相場の国際通貨関係の独自性を論じようと するものが すくなくなの国際通貨関係の 独自性を論じようと するものが すくなくない まず各国通貨の減価の問題に着目し、この点から不換制下の国際通貨関係の多様性 一个換制下の国際通貨関係の多様性

一八七

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(上)

貨関係に関するいくつかの重要な問題を欠落させてしまうこと要な問題であるとはいえ――一面的であり、不換制下の国際通の問題に 解消してしまうことは ――そのこと 自体きわめて 重下の国際通貨関係と不換制下のそれとの相違を各国通貨の滅価

になる。

兌換制から不換制への移行によって、まずは各国通貨の代表を量は不確定となるのであって、通貨の代表金量が不確定となるということと通貨の減価とは――相互に関係した事柄ではあるが――、理論的分析の順序としては、明確に区別される必要がある。各国通貨の代表金量が不確定となるということは、兌がある。各国通貨の代表金量が不確定となるということであり、減価とはその貨幣名のあらわす金量が不確定となうことであり、減価とはその貨幣名のあらわす金量が低下するととである。

ここでとくに両者の区別を強調するのはつぎの理由からである。 はなわち、不換制への移行による国際通貨関係の変化には、の整理のもとではじめて正しく把握しうる、と考えるからであらであり、 各国通貨の 減価がもたらす 問題もこの独自な 問題らであり、 各国通貨の 減価がもたらす 問題もこの独自な 問題らであり、 各国通貨の 減価がもたらす 問題もこの独自な 問題らであり、 各国通貨の 減価がもたらす 問題もこの独自な 問題らであり、 各国通貨の 減価がもたらす 問題もこの独自な 問題があるからであり、 と知り、 と考えるからである。 ここでとくに両者の区別を強調するのはつぎの理由からである。

一義的決定にたいする不換制下における 国際通貨関係 の 多 様とは、まずさしあたっては、兌換制下における国際通貨関係のとは、まずさしあたっては、兌換制下における国際通貨関係のの換停止により各国通貨の代表金量が不確定となるというこ以下このことを具体的に述べよう。

性、という相違としてあらわれる

党換制下の国際通貨関係においては、各国通貨の外貨との交換は自由であり、その時々の交換比率――正確には為替相場ーーは金平価を中心に上下金現送点の狭い範囲内で安定して、一般に承認されているところであろう。各国が兌換制をとて、一般に承認されているところであろう。各国が兌換制をとて、一般に承認されているところであろう。各国が兌換制をとて、一般に承認されているところであろう。各国が兌換制をとて、一般に承認されているところであろう。各国が兌換制をとて、一般に承認されているところであろう。各国が兌換制をとる。このことは、為替相場論における理論的な相違は別としる。このことは、為替相場の変動を必然的に上記範囲内に制限することになるからである。

も、為替市場における需給関係に基本的にその比率の決定を任平価と金現送点が存在しないために、各国通貨の交換、比率にものではなく、その自由の程度には種々の段階が成立しうるこものではない。第一には、外貨との交換の自由は必然的な的なものではない。第一には、外貨との交換の自由は必然的な的なものではない。第一には、外貨との交換の自由は必然的ないなものではない。第一には、外貨との交換の自由は必然的ないなものではない。第一には、外貨との交換の自由は必然的ないなものではない。第一には、外貨との交換の自由は必然的ないなものではない。

(二) 不換制下の 「事実上の金平価」と為替

明示的であり、その変更にともなって為替相場はあ ら た な 水 おして相場変動の限界を規制している。また、金平価の変更は きの為替相場と金平価とは明確に区別され、後者は金現送をと 兌換制下では、日々変動する支払差額の順逆に応じたときど あらたな金現送点の範囲内で動くことになる。

兌換制下では、金の普遍的な価値尺度機能は、各国通貨間

して

呼びうる関係を想定することができる。しかし、「事実上の金 平価」と日々の為替相場との関係は兌換制下のそれとは著しく 方的形態」によって計られるということだけである。 同量の金量によって表示される。両市場における 金平価と日々の為替相場の関係をつうじて十全に機 能 する金量間の比率という意味では、「事実上の金平価」とでも る。一商品の価値は、国内市場においても世界市場においても 不換制下においても、各国通貨がそのときどきに事実上代表 国内市場においてはその金量が価格の度量標準という「地 為替相場の狭い範囲内での変動を別とすれば 相 ——明示的 は、た

減価率の相違にもとづく「事実上の金平価」の変動は、それが はないからであり、また第二には、不換制下では、各国通貨の 為替の需給関係の変化をもたらすかぎりにおいて、 第一には、「事実上の金平価」は明示的に把握しうるもので 為替相場に

かは別として――に依存している。(3) 決定――その政策的裁量の余地が現実にどの程度のものである は、ときどきの世界市場の事情を反映し、直接には各国の政策み合わせも多様でありうるからである。そしてその現実的形態 のケースが成立しうるからである。さらにまた、外貨への交換 の自由の諸段階とその交換比率の決定のあり方との、 せている変動相場制から厳格な固定相場制にいたるまで、 両者の組

貨幣は金であることが明瞭にあらわれている。 を反映している。そして兌換制下では、各国通貨相互の金平価、 外貨との交換の自由は、各国通貨がそのまま金でありうること 世界貨幣・金との固定的な関係を基礎としており、 じての各国通貨の代表金量の確定、 となり、各国通貨と世界貨幣・金との固定的な関係が失われて と、各国間の支払差額の順逆に応じた金移動との二点に、 これにたいして不換制下では、各国通貨の代表金量は不確定 ところで、兌換制下の国際通貨関係の一義性は、 いいかえれば、 各国通貨の 各国通貨と 兌換をつう 世界

多様性が生じるのである。 しまう。そしてこのことによって、不換制下の国際通貨関係の

どのような形をとってあらわれるのであろうか。 ではこのような不換制下にあっては、世界貨幣・金の機能は

違ったものとなる。

移行に伴いこの金平価がどうなるかをみることにしよう。 次節では兌換制下の金平価について検討を行い、 不換制への

旧

ことが兌換制下とくらべての重要な特徴なのである。替の需給関係をとおしてしか相場に反映しないのであり、このるとはいえ、不換制下では「事実上の金平価」の変動自体が為よってきまるということは兌換制下でも不換制下でも同じであよってきまるということは兌換制下でも不換制下でも同じであり、ことが兌換制下でも不換制下でも同じである。日々の為替相場が為替の需給関係に反映するのだからである。日々の為替相場が為替の需給関係に

不換制下では、為替の需給関係に変化を及ぼすあらゆる要因

場が「事実上の金平価」に照応するという保証はなく、また変場が「事実上の金平価」に照応するという保証はなく、また変化の方向が、他の諸要因による需給関係の同一方向への変化によって相級ないしは逆転されたり、あるい は ま た 逆の変化の方向が、他の諸要因に起因する需給関係の反対方向への変化の方向が、他の諸要因に起因する需給関係の反対方向への変化の方向が、他の諸要因に起因する需給関係の反対方向への変化の方向が、他の諸要因による国の変動に起因する為替の需給関係のである。

相場変動の水準として働くという保証もない。動相場制の場合にも、ときどきの「事実上の金平価」が日々の動が「事実上の金平価」に照応するという保証はなく、また変場が「事実上の金平価」に照応するという保証はなく、また変

自国通貨の減価率の増大があったとしても、相場維持の原資たようとする場合、他の政策目的との関係を別とすれば、たとえの関係はより複雑なものとなる。たとえば、固定相場を維持し入の目的とその程度に応じて、「事実上の金平価」と為替相場場制か変動相場制かに応じて、いいかえれば、各国の政策的介さらにまた為替管理の諸段階に応じて、あるいはまた固定相

替相場の複雑な関係は、前節でみた、不換制下の国際通貨関係このような不換制下における「事実上の金平価」と日々の為が可能である。

の多様性の具体的なあらわれにほかならない。

のかともことにして、のでこ、下央川下の世界資券に全り機能のかともあれ、固定相場制下の公定相場については次章で再びたとを基本的にひとしいものとみる見解は意外におおい。してを基本的にひとしては、「事実上の金平価」と公定相場固定相場制の理解についてはともかくとしても、かっての日の変動相場制の理解についてはともかくとしても、かっての以上のことは事柄としては自明のことであろう。しかし、今以上のことは事柄としては自明のことであろう。しかし、今

問題は本稿の課題にとってきわめて重要な位置づけをもってい下ではどのような形をとるのかという問題を考察しよう。この制下における各国間の支払差額の順逆に応じた金移動が不換制の具体的なあり方に関するいまひとつの問題、すなわち、兌換ちかえることとして、つぎに、不換制下の世界貨幣・金の機能

補論一

るので、これをいささか詳しく考察することにしたい。

能そのものは、不換制下においても本質的には変化しない。だ商品の価値を金の一定量で表示するという貨幣の価値尺度機論的な問題を提起している。場との関係は、金の普遍的な価値尺度機能に関してひとつの理場との関係は、金の普遍的な価値尺度機能に関してひとつの理場との関係は、金の普遍的な価値尺度機能に関してひとつの理

では、貨幣が価値尺度機能を果すうえでのいわば技術的条件がるといっただけでは、問題はかたづかない。なぜならば、まずるといっただけでは、問題はかたづかない。なぜならば、まずるといっただけでは、問題はかたづかない。なぜならば、まずが、不換制下でも金はいぜんとして価値尺度として機能していが、不換制下でも金はいぜんとして価値尺度として機能していが、不換制下でも金はいぜんとして価値尺度として機能していが、不換制下でも金はいぜんとして価値尺度として機能してい

価」が一ドル=三〇〇円(=たとえば金九グレーン)だったとしていい。 を表す。ここで「別とすれば」と記した為替相場の変動とその変まう。ここで「別とすれば」と記した為替相場の変動とその変まう。ここで「別とすれば」と記した為替相場の変動とその変動要因とが不換制下ではきわめて重要な意味をもってくる。 「大変制下では、たとえば一〇〇円=四九・八五ドルという金型のでで、一円と表示される」という兌換制下のような関係は失われてしよって表示される」という兌換制下のような関係は失われてしまって表示される」という兌換制下のような関係は失われてしまって、円で一円と表示される商品はドルでは〇・四九年がいであり、とちらのでは、ある時点でのドルと円との「事実上の金型に対している」という。

る金量をあらわすことになる。には、商品の価格はドル表示か円表示かによってまったく異=三六○円であるということがありうるのであって、この場

ンの激化が国際収支の赤字に結びつき為替相場の変動をもたら国際収支の動向にきわめて大きな位置を占め、インフレーショがある。たとえば、今日インフレーションの進行程度は各国のがある。たとえば、今日インフレーションの進行程度は各国のいある。たとえば、今日インフレーションの進行程度は各国のがある。たとえば、今日インフレーションの進行程度は各国のがある。たとえば、今日インフレーションの激化が国際収支の赤字に結びつき為替相場の変動をもたらいある。

金平価」と為替相場との関係なのである。ここでは、「一商品の

における反映が、本節で考察した不換制下における「事実上の変化している。そして国内におけるこのような変化の世界市場

じ意味をもつような価格の度量標準が、不換制下においても存り、さらにこの発想の基礎には、兌換制下の場合と本質的に同には、金の普遍的な価値尺度機能が貫徹するためにはそのようには、金の普遍的な価値尺度機能が貫徹するためにはそのようには、金の普遍的な価値尺度機能が貫徹するためにはそのようには、金の普遍的な価値尺度機能が積徹するためにはそのようには、金の普遍的基準に立ち入る準備も余裕もない。しか本稿ではこうした問題に立ち入る準備も余裕もない。しか

現実の為替相場の水準はこれから大幅に乖離して一ドル

在するとみる考え方があるのだ、ということである。

Ī

の金の幾治 一 不換制下における最終決済手段として

党換制下における各国間の支払差額の順逆に応じた金移動 党換制下における各国間の支払差額の順逆に応じた金移動 をは、これを世界貨幣・金の機能としてとらえかえすならば、金 をれない場合には――具体的には、金現送点をこえなければ為 をれない場合には――具体的には、金現送点をこえなければ為 をれない場合には――具体的には、金現送点をこえなければ為 をれない場合には――とが登場する。中心国 をれない場合には――とが登場する。中心国 をれない場合には――とが登場する。中心国 をれない場合には――とが登場する。中心国 ところで、不換制下では、国際間の最終決済が金で行われる ところで、不換制下では、国際間の最終決済が金である ところで、不換制下では、国際間の最終決済手段が金である ところで、不換制下では、国際間の最終決済手段が金である

た、その場合に、世界市場における貿易の比重が高く、資本輪をのものが消滅するわけではないということである。そしてまいた――確認しておくべきことは、不換制下においても――はいえ――確認しておくべきことは、不換制下においても――はいえ――確認しておくべきことは、不換制下においても――とはどのような形であらわれているのであろうか。

手段という機能を果すことになる。
「いっという機能を果すことになる。」
「いっという機能を果すことになる。
「いっというであれる変化はないであろう。したがって為替取引をつうじて、本的な変化はないであろう。したがって為替取引をつうじて、本的な変化はないであろう。したがって為替取引をつうじて、本的な変化はないである。

だが不換制下では、この為替取引を民間レベルで考察するかだが不換制下では、この為替取引を民間レベルで考察するかだが不換制下では、この為替取引を民間レベルで考察するかだが不換制下では、この為替取引を民間レベルでの金決済も原則的には問題とならないからである。すでに国内において通貨一単位の確題とならないからである。すでに国内において通貨一単位の確題とならないからである。すでに国内において通貨一単位の確定金量への転換が保証されていない個々の民間当事者にとっては、自己の保有する外貨の自国通貨や第三国通貨への転換、あるいはその逆の転換がどの程度自由であるか、またその場合の表別で表別である。

ような方法がとられていたのである。そして、為替銀行はこのの金を国際金融の中心地たとえばロンドンに送付する、といううな場合には、為替銀行がA国中央銀行から金を引き出してそが金輸出点をこえなければ為替需給の出合いがつかなくなるよだのではない。たとえば、A国通貨の為替相場が下落し、相場たのではない。たとえば、A国通貨の為替相場が下落し、相場をのではない。たとえば、A国通貨の為替相場が下落し、相場がの金融のではない。

いうことが、あらためて問題となる。 いうことが、あらためて問題となる。 いうことが、あらためて問題となる。 とれにたいして不換制下においては、各国の国際収支の継続的赤字は公的レベル換制下においては、各国の国際収支の継続的赤字は公的レベルも、当該通貨当局の金債務をあらわしていない。したがって不も、当該通貨当局の金債務をあらわしていない。したがって不も、当該通貨当局の金債務をあらわしていない。 したがって不も、当該通貨当局の金債務をあられて問題となる。

[題は捨象する。

にあらわれている。

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(上)問題は、以上述べたような意味において、各国通貨当局間の公不換制下における国際間の最終決済手段としての金の登場の

当局保有の一国通貨残高の性格とにある、ということになる。 国際収支の継続的赤字は当該国通貨の為替相場の下落をもたら 的決済関係においてのみ直接に問題となるのである。 為替管理が強化される場合もある。しかしここでは、これらの き、この結果として相場が反転上昇することもあり、 るいはまた、自国通貨の相場下落が国際収支の好転 に 結 び つ し、また介入と平行してこれらの措置がとられるであろう。 入れにより外貨を市場に供給するとかという事態が想定しうる に国内の引き締め政策をとるとか、その間為替銀行の外貨借り 貨を買い支える。——もちろん現実的には、介入にいたる以前 れば、当該国通貨当局は為替市場に介入して外貨を売り自国通 でも、 通貨は為替市場で下落する。たとえ固定相場制をとらない場合 の焦点は通貨当局の市場介入の性格と、外貨準備あるいは通貨 各国の外貨準備の増減がもたらされるのであるから、 し、これにたいする赤字国ないし黒字国の市場介入をつうじて さて、ある国の国際収支が継続的な赤字を示す場合、 自国通貨の下落を無制限に放置することができないとす 結局問 さらには そして、

で不足する場合には、この外貨をどのようにして調達するかが給にほかならない。そして介入に必要な外貨が通貨当局の手元ないのであって、介入は通貨当局による不足外貨の市場への供――対外的支払に必要な外貨の不足――の別の表現にほかならこの場合、自国通貨の相場下落は為替市場における外貨不足

問題となる

旧

ī

貨買い入れの条件は異なるが――支払われなければならない、 り金が登場することになろう。以上のように国際収支の赤字→ 要となる。 買い入れるケースを除けば、最終的には金準備から金を放出し きれない部分は、最終的には赤字国によって外貨あるいは金で 介入のレベルに相違があるとはいえ、支払差額のうちの相殺し い支え、という関連は、固定相場制か変動相場制かなどにより 自国通貨の相場下落→通貨当局による自国通貨の外貨による買 でありうるが、返済すべき外貨の最後の調達手段としてはやは あろう。クレジット供与の条件によってその返済の条件も多様 を受けることができる場合でも、その返済が問題として残るで て他国通貨当局か金市場から必要な外貨を買い入れることが必 という関連をあらわしているのである。 の外貨準備の補塡のために、他の保有外貨で必要な外貨を 金の公定価格が存在するかどうかなどにより、金による外 国際金融 「協力」 によって 救援クレジットの供与

が自国の必要量をこえる赤字国通貨残高を保有しつづける場合貨残高の処理の問題が残ることになろう。なぜならば、黒字国有しつづける場合は別として、赤字国による黒字国保有自国通有しつづける場合は、黒字国がみずからの介入の結果として保である。この場合は、黒字国がみずからの介入の結果として保である。この場合は、黒字国の側が赤字国通貨を買い支える場合ならない。すなわち黒字国の側が赤字国通貨を買い支える場合ならない。すなわち黒字国の側が赤字国通貨を買い支える場合ならない。

る市場への供給という性格をもつことになるからである。介入は、結果として、赤字国にとって必要な外貨の黒字国によう性格をもつことになるからである。いいかえれば、黒字国の赤字国通貨残高の保有という形における――一時的肩代りといには、この残高保有は、赤字国の赤字の黒字国による――当該

る。いいかえれば、 貨を 黒字国に たいして 押しつけることは 本来できないのであ 貨を買い支える場合にも、黒字国が必要とする以上の赤字国通 市場に供給しなければならない。そして黒字国の側が赤字国通 を一定限度で維持しようとすれば、当該赤字国は必要な外貨を り、さらにまた、 できる限界は、兌換制下の場合とくらべれば、ひろ がってお よって必要な外貨を入手し、これを為替市場に供給する。 してみればよくわかる。兌換制下において、赤字国通貨の相場 済し続けることは、本来できないのである。 は異なっている。しかし不換制下においても、自国通貨の相場 にたいして不換制下では、赤字国が自国通貨の相場下落を放置 は、金輸出が必要なのは赤字国自身である。 が下落して相場が金輸出点をわりそうな事態になっ た 場 この性格は、兌換制下における黒字国と赤字国の関係と比較 固定相場制か変動相場制かによってこの限界 赤字国は自国の赤字=債務を自国通貨で決 赤字国は金現送に

的にではなく――介入する場合でも本質的にかわるものではな在せずに、黒字国がもっぱら自国の利害から――すなわち義務以上のような性格は、為替安定協定や国際金融「協力」が存

からみれば、自国の必要とする以上の外貨準備の処理の問題と 通貨残高の処理という形で残ることになる。これは黒字国の側 さきに述べた救援クレジットの返済と同じ性格の問題が、自国 う視角に限定して、介入の意味を問題にしているのである。 貨当局の公的決済における最終決済手段としての金の登場とい らなされるかはここでの問題外なのであって、ここでは各国通 給することにある、などと主張しているのではない。黒字国で るとか、介入の目的はもっぱら為替市場における不足外貨を供 あれ、赤字国であれ、一定の相場維持がいかなる政策的意図か しは通貨当局による介入が各国の赤字処理を目的として行われ さてこうして、黒字国が赤字国通貨を買い支える場合にも、 ――ここで誤解のないように付言しておくならば、 わたく 問 察することにしよう。 をもたないのではないか、という疑問である。 て保証されていない場合には、その残高は対外債務という性格 るが、その残高の外貨あるいは金への転換が国際的協定によっ すべき当該国の対外債務だ、ということを含意しているのであ 当局保有の一国通貨残高は本質的には外貨あるいは金で買い戻 この問題に詳しく立ち入るために、これまで区別して論じて すでに述べたように、不換制下にあっても、為替市場で取引 !が生じるかもしれない。すなわち、以上の説明は、外国通貨 しかし自国通貨残高の処理については、なおつぎのような疑

るにしても、結局は、外貨あるいは金による――金で外貨を買 字国の介入のレベル、その残高処理方法などに多様な形態があ の買い戻しの問題がでてくるのである。また、赤字国が自国通 い、その外貨を使用するという場合も含めて--いうことになる。すなわち、為替安定協定の有無などにより黒 -自国通貨残高 う。いま簡単化のために中心国は一国でありそれ以外り者固よ(11) 定協定等の 存在とは 無関係に、 一般的に いいうることであろ

出し、その結果生じる当該赤字国通貨の相場下落にたいして、 にとって過剰な赤字国通貨残高を為替市場なり金市場なりに放 貨残高を買い戻さないとすれば、その場合には、黒字国は自国

結局は赤字国自身が介入する、ということになろう。

なお赤字国、黒字国双方の介入の場合には、これまでの説明

の応用問題として考えることができよう。 旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(上) ようとしている事柄についての問題となろう。非中心国の自国

こなかった中心国通貨と非中心国通貨をあらためて区別して考

の中心国通貨で保有することになる。これらのことは、為替安 ために必要な運転資金として、非中心国は外貨準備をおもにこ た、為替市場への介入はおもにこの中心国通貨で行われ、その 表示手段、決済手段として機能することになる。したがってま い。その場合、この中心国通貨は国際取引における主要な価格 される主要な対象が中心国通貨建為替であることにかわりはな

非中心国だとすれば、非中心国にとっては中心国通貨で保有す 貨当局保有の自国通貨残高の増減とその処理が、ここで考察し る外貨準備の増減とその処理が、中心国にとっては非中心国通

いま簡単化のために中心国は一国でありそれ以外の諸国は

通貨残高、中心国の外貨準備の問題はこの問題の応用問題とし

て考えることができる。 またく ここで述べた中心国通貨とはいわゆる国際通貨にほかならない。そこで問題は結局つぎのように設定される。すなわなおこの通貨残高は国際通貨国の対外債務だといいきれるのかなおこの通貨残高は国際通貨国の対外債務だといいきれるのかなおこの通貨残高は国際通貨国の対外債務だといいきれるのかなおこの通貨残高は国際通貨国の対外債務だといいきれるのかなおこの通貨残高は国際通貨国の対外債務だといいきれるのかなおこの通貨残高は国際通貨国の対外債務だといいきれるのかなおこの通貨残高は国際通貨国の対外債務だといいきれるのかなおこの通貨残高は国際通貨国の対外債務だといいきれるのか、とすれば、その場合にはさらにつぎのでは、その場合には、その債務性にどのような差異があるのか、という問題である。まず前者から考察しよう。

う形で、一国通貨残高の対外債務性について要旨つぎのようにとと、国際流通において機能することとの相違」を論じるといられる。氏は「一国通貨が国内流通において機能するというこ国際通貨としての流通根拠」第二章において、明確に答えてお国の点については、すでに久留間健氏が、論文「不換ドルのこの点については、すでに久留間健氏が、論文「不換ドルの

か非居住者か――にすぎないようにみえる。しかし、国内でのと国際流通とにおける相違は、単なる所有者の区別――居住者通貨建短期債権の形態をとる。この点では一国通貨の国内流通――一国通貨の国際通貨としての存在は、非居住者保有の当該

説明されている。

住者保有勘定の対外交換性の停止は「その国の対外債務の実質 ものを否定することになる」。――(13) 的な凍結を意味すると同時に、その国際通貨としての機能その 国内流通における当該通貨の機能の否定を意味しないが、非居 住者保有勘定の対外交換性の制限は通貨当局の債務不履行や、 あげられるべき性格をもっているからである」。 したがっ て 居 ではないが、「それはいつでも他国通貨に交換され国外に引き 性格を完全に失ってはいない」。なぜならば、確定金量への転換 個々の為替銀行にとってではなく――「対外短期債務としての 金交換性の保証がない場合でも、通貨当局にとっての一 務を意味しないが、非居住者保有自国通貨残高は、たとえ対外 いている。不換制下では居住者保有の通貨残高は通貨当局の債 っての対外短期債務をあらわ」している、ということと結びつ る。このことは「非居住者保有の一国通貨残高は、その国にと 通貨、他国通貨、金などに転換する自由を保持しているのであ とであって、非居住者は必要なかぎりいつでもその債権を自国 非居住者が当該通貨建短期債権を保有しようとするかぎりのこ 住者はそうではない。一国通貨が国際通貨として機能するの 事者としての必要から当該通貨を保有するのにたいして、 国通貨の流通根拠は強制通用力であり、居住者は国内流通

あるが、その非居住者が通貨当局である場合には、この債務の一国通貨残高は当該国にとっての対外短期債務をあらわすので以上のように、民間人であれ通貨当局であれ非居住者保有の

ある。 国通貨残高とは外貨準備にほかならないが、 性格についてあたらしい問題が生じてくる。 民間人による外貨保有とは区別される性格をもっているからで 通貨当局保有の 一国の外貨準備は

の

である。 とが望ましい。 また 他方の 価値保蔵手段としては、 れ、金にかわって― しての性格ももっている。したがって、外貨準備はその対外支 されるとともに、それはまた金準備とならんで価値保蔵手段と 体的にはおもに為替市場への介入のための運転資金として保有 定比率での金への転換が確実な通貨こそがもっとも適合的なの って、金とともに金外貨準備を構成する準備通貨としては、 いえ――妥当な対外決済手段として通用する通貨で保有するこ 払準備としての 性格からいえば、 国際間でひろく 「信認」 さ 「価値」の安定した通貨で保有することが必要である。 外貨準備は金準備とともに一国の対外支払準備を構成し、 金とは異なり最終決済手段ではないとは 当然に、 したが 具

交換性を欠く通貨を一方的に買い支えることはできないからで ならざるをえない。しかしその場合には、通貨当局の介入と当 貨である場合には、各国通貨当局は、市場介入のための経常的 該通貨の保有には限界がある。第一には、 運転資金として、当該通貨を保有することになるし、またそう も、それが為替取引の主要な対象となっている通貨、中心国通 とはいえ、 対外金交換性の 保証されて いない 通貨といえど 一定比率での対外金

> (14) は、同時に、それにみあう自国の国内流通での通貨の増発と結 が市場に介入して過剰な一国通貨を限度なく買い支 えること 権をなかば放棄することになるだろう。というのは、通貨当局 になるのである。さらにその黒字国は「対内的にもその貨幣主 う性格をもつことになる。その場合には、その外貨準備は本来 貨を放出して他の通貨に転換するか、金市場で金に転換するか の対外支払準備、価値保蔵手段としての意味を事実上失うこと には、その過剰部分は対外短期債権という性格をいわば凍結さ え、その結果累積する過剰な当該通貨残高を保有し続ける場合 比率での対外金交換性のない通貨を黒字国が一方的 に 買 い 支 あり、第二には、かりに当該通貨の保有高が運転資金としてそ れることになり、単なる他国不換通貨保有の事実上の強制とい などによる過剰保有部分の処理が必要となるからである。一定 国が必要とする額以上に達した場合には、為替市場に当該通

ことがあてはまる。またかりに黒字国が買い支えるとしても 外貨を買い入れることが必要になる。救援クレジットが国際通 しその結果当該国通貨の相場が下落していくならば、 貨国にたいして与えられるとしても、その時にはすでに述べた な外貨が手元にない場合には、最終的には金準備を取り崩して 市場で自国通貨すなわち国際通貨を買い支えねばならず、必要 定水準に維持し よう と すれば、結局は国際通貨国みずからが したがって、もし国際通貨国の国際収支が継続的な赤字を示 相場を一

びつく」ことになるからである。

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義

臣

の金購入と同様に、赤字国通貨当局による金決済としての意味

金市場における金への転換はありうるとしても、

それは居住者

すことが必要となるのである。(15) 国通貨当局から直接に金あるいは外貨で自国通貨残高を買い戻 放出されることを避けようとすれば、国際通貨国当局自身が外 に転換され、その結果としての国際通貨の相場下落にたいして やはり国際通貨国自身の介入の問題がでてくる ことに またそのさいに、外国通貨当局保有自国通貨残高が市場に 赤字を放置しておけば、 それは結局他国通貨なり金なり な

このことは、不換制下でも非居住者保有一国通貨残高は当該国 済手段としての金の使用を排除することはできないのであり、 自国の赤字を決済するためには、国際通貨国といえども最終決

以上のように、国際通貨が対外金交換性をもたぬ場合でも、

る具体的なあらわれにほかならないのである。いわゆる国際通の対外短期債務をあらわすという基本的性格の公的決済におけ

対外決済は最終決済としての金決済とは区別されるものなので 高はあくまで自国の対外短期債務なのであり、自国通貨による とができるとはいえ、その結果生じる非居住者保有自国通貨残 国際通貨国は自国の支払いをさしあたっては自国通貨で行うこ 貨が為替取引において決済手段として機能し、そのかぎりでは

消滅する。その場合には、 とすれば、 すなわち各国通貨当局の市場介入の必要がまったく存在しない もっとも、 当然のこととして最終決済手段としての金の機能も 完全な変動相場制なるものを想定するとすれば、 民間人非居住者保有一国通貨残高の

> 等な発展を前提とするものである。変動相場制は通貨当局によ この場合は、最初から最終決済の必要がない状態を想定してい あっても、けっしてそれを排除することはできない。(灯) る介入と公的決済とを固定相場制にくらべて縮少する可能性は り、かつ赤字幅、黒字幅はわずかであるような、資本主義の均 ることになる。これは結局各国の赤字、黒字が常に一時的であ ような相場の変動はないということを前提している。すなわち るいは逆にいえば、国際取引と国内取引を混乱におとしいれる をもたないからである。だがこの想定は各国の支払差額の相殺 がすべて為替市場での相場変動にゆだねうるということを、あ

り、いかなる技術的条件を整備したとしても、そのような制度 が、すべて金を伴わない通貨当局間の信用供与によって行われの第二の想定は、各国通貨当局の外貨調達と自国通貨残高処理 実上容認しなければならないことになるであろう。 的負担という形で、各国は貨幣主権をなかば放棄することを事 字国が国際通貨国であるような場合には、非国際通貨国の一方 てうまく相殺できるような技術的制度は想定できないであろう る、という想定である。たとえば、各国の与えあう信用がすべ は結局は黒字国の一方的負担を容認するものとなろう。 か。だが各国の赤字が一時的かつ相互循環的なものでないかぎ 国際的最終決済手段としての金の機能排除の可能性について L たが また赤

なるものが存在しているような状態であり、およそ非現実的想棄している状態、あるいは主権を形式的にも放棄して世界国家国が主権を――すくなくとも貨幣主権を――実質的に完全に放って国際流通において機能する、という想定である。これは各って国際の最終決済手段としての金の機能排除の可能性について国際的最終決済手段としての金の機能排除の可能性について

済手段としての金の機能は廃棄することができないのである。(18)なるとはいえ――の存在を不可避とするかぎり、国際的最終決て画された各国の主権――その主権の実質には様々なレベルが

事情である。

したがっていずれにせよ資本主義の不均等発展と国境によっ

以上述べてきた一国通貨残高の対外短期債務としての性格に以上述べてきた一国通貨残高の対外短期債務としての性格に以上述べてきた一国通貨残高の対外的な側面にほかならない――を基礎として、その債務性や金の登場の具体的なあらわれ方が変化している、その債務性や金の登場の具体的なあらわれ方が変化している、その債務性や金の登場の具体的なあらわれ方が変化している、その債務性や金の登場の具体的なあらわれ方が変化している、ということである。

にがさらにまた、これまでの叙述においてもほぼ明らかなように、不換制下での最終決済手段としての金の登場の具体的なる。また為替管理が強まって様々な差別的通貨措置が行われるる。また為替管理が強まって様々な差別的通貨措置が行われる場合には、——たとえば三〇年代の二国間協定における公的決場合には、——たとえば三〇年代の二国間協定における公的決済などのように——様々な公的決済の形態や方式が登場公的決済などのように——様々な公的決済の形態や方式が登場公的決済などのように——様々な公的決済の形態や方式が登場の具体的なうに、不換制下での最終決済手段としての金の登場の具体的ない決済などのように

性の具体的なあらわれにほかならない。多様性は、第一節で指摘した、不換制下の国際通貨関係の多様ののような不換制下における公的決済形態と最終決済形態の

だが、本稿の課題からして特に強調しておきたいのはつぎの

一ル化することが必要である。各国の赤字の決済方法のルールかということを、すなわち公的決済の方法をなんらかの形でルればならない。そのためには、こうして各国の義務とされる介ればならない。そのためには、こうして各国の義務とされる介の国が、どのような方法で介入を行うのかがルール化されなけの国が、どのような方法で介入を行うのかがルール化されなけの国が、どのような方法で介入を行うのかがルール化されなけの国が、どのような方法で介入を行うのかがルール化されなけの国が出事ない。

化なしに各国の為替政策をルール化することはできないのであ

国の介入方式、たとえば変動相場制が対応するのである。 国の介入方式、たとえば変動相場制が対応するのである。 制度となるかどうかの眼目となる。そしてそのさいに、現実には、いわゆる国際通貨国の通貨残高の処理の問題が焦点にならなるをえない。かくして、介入のルール化はそれに照応した公ざるをえない。かくして、介入のルール化はそれに照応した公さるをえない。かくして、介入のルール化はそれに照応した公の明確化が、公的決済のルール化と介入のルール化が完結したの明確化が、公的決済のルール化が完結したの明確化が、公的決済のには、公的決済における最終決済手段金の位置

補論二

表が正しい問題の取扱いである、と考えたがゆえに、外国為替そが正しい問題の取扱いである、と考えたがゆえに、外国為替としての機能が含まれる。さらに各国の為替相場の基準とさい。これらの諸機能の有機的関連と各機能の意味とを明確にせる。これらの諸機能の有機的関連と各機能の意味とを明確にせる。これらの諸機能の有機的関連と各機能の意味とを明確にせる。これらの諸機能の有機的関連と各機能の意味とを明確にせる。これらの諸機能の有機的関連と各機能の意味とを明確にせる。これらの諸機能の有機的関連と各機能の意味とを明確にせる。これらの諸機能の有機的関連と各機能の意味とを明確にせる。これらの諸機能の有機的関連と各機能の意味とを明確にせる。これらの諸機能が含まれる。さらに各国の為替相場の基準とさられることがあるので、これに基準通貨としての機能と、介入通貨、準備通る価格表示手段、決済手段としての機能と、介入通貨、準備通る価格表示手段、決済手段としての機能と、介入通貨、準備通る価格表示手段、決済手段としての機能と、介入通貨、準備通る価格表示手段、決済手段としての機能と、介入通貨、準備通る価格表示手段、決済手段としての機能と、介入通貨というによりに対象を表する。

為替相場(公定為替相場)がドル建で表示されることである。 、いなかったのである」、といわれる。詳細な紹介は割愛するが、いなかったのである」、といわれる。詳細な紹介は割愛するが、いなかったのである。さきの価格表示機能とは、たとえば、ドルならばドルという貨幣名で価格が表示されることであり、決済手段ばドルという貨幣名で価格が表示されることであり、決済手段ばドルという貨幣名で価格が表示されることであり、決済手段ばドルという貨幣名で価格が表示されることであり、決済手段ばドルとにのである。介入通貨の機能とは、たとえば、ドルならばドルという貨幣名で価格が表示されることであり、決済手段はドルとにのである。 るいは逆に移転することであり、準備通貨とは外国通貨当局保るいは逆に移転することであり、準備通貨とは外国通貨とは異なるいは逆に移転することである。 これはひとつの傾聴すべき見解である。 である。そもそも「国際通貨」という範疇を用るいは逆に移転することであり、準備通貨とは外国通貨とは、基準有のドル建短期債権にほかならない。また基準通貨とは、基準有のドル建短期債権にほかならない。また基準通貨とは、基準方には一般である。

な意義を明らかにするという点からも、今日のいわゆる「国際で述べたように、今日の国際通貨関係においては、外国為替節で述べたように、今日の国際通貨関係においては、外国為替いである。歴史的にみれば兌換制の一形態としての金為替本位らである。歴史的にみれば兌換制の一形態としての金為替本位らである。歴史的にみれば兌換制の一形態としての金為替本位当時の準備通貨はまさに金為替にほかならない。しかし不換制当時の準備通貨はまさに金為替にほかならない。しかし不換制当時の準備通貨はまさに金為替にほかならない。しかし不換制当時の準備通貨はまさに金為替にほかならない。しかし不換制当時の準備通貨、すなわち通貨当局保有一国通貨残高の独自衛では、本でに本語を使用する意味がなおあると考える。なぜならば、すでに本語を使用する意味がなおあると考える。なぜならば、すでに本語を使用する意味がない。

意味がある、と考えられる。な位置を占める一国通貨を国際通貨と呼ぶことにはそれなりのすることが必要だと思われるのである。したがって、このよう通貨問題」は「貴金属と準備通貨と為替相場」という形で考察

際通貨と呼んでいる。 によってひろく準備通貨として保有されている一国通貨を国本稿ではこれらの諸機能の有機的関連を念頭におきながら、各関連があり、むしろこの両機能を基礎としている。したがって関連があり、むしろこの両機能を基礎としている。したがって関連があり、むしろの機能の再機的関連を念頭におきながら、各関連があり、むしろの機能を基礎としての機能と有機的を媒介としての機能としての機能という。

△注>

はじめに

上はSDR導入以前の原協定を指す。 MF、すなわち一九七一年八月までのIMFを指す。また協定条文(1) 以下にいうIMFとは特にことわらないかぎり本稿標題の旧I

立場による論稿も含まれている。

- (3) IMFに関するマルクス経済学の立場からの最初期の包括的研(2) 注(7)、ならびに第一章第一節、第二節参照のこと。
- 飯田繁、岩態三郎、瀬尾芙巳子の各氏があげられる。ま た 明 確 な説の代表的論者としては、岡橋保氏のほか、酒井一夫、梶山武雄、一九四七年三月)は、この「度量標準説」の先駆とみなされる。同究と目される大内兵衛氏の『世界新通貨制度の研究』(銀座出版社、

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(上)

の入門書としてスタンダードなものであることを意図している」とる。その影響力の一例として、「マルクス経済学による国際金融論大月書店、一九七七年)など、この説の影響力には根強いものがあ大月書店、一九七七年)など、この説の影響力には根強いものがあ大月書店、一九七七年)など、この説の影響力には根強いものがあた月書店、一九七七年)など、この説の影響力には根強いものがあた。で度量標準説」ではないが、実質的にこの立場に近いと思われる論「度量標準説」ではないが、実質的にこの立場に近いと思われる論

後者は個々の執筆者の立場に若干統一性を欠き、「度量標準説」の律文化社、一九七二年)も基本的にこの説の立場にたっているが、版会、一九七二年)、松井清編『増補現代資本主義と国際通貨』(法版法、「東京大島清編『戦後世界の通貨体制』(東京大学出があげられる。また大島清編『戦後世界の通貨体制』(東京大学出京議二、真藤素一、麓健一、浜野後一郎、高木暢哉、長幸男の各氏宮謙二、真藤素一、麓健一、浜野後一郎、高木暢哉、長幸男の各氏宮謙二、真藤素一、麓健一、浜野後一郎、高木暢哉、長幸男の各氏宮謙二、「東京社」の代表的な論者としては三宅義夫、桑野仁、今

保夫氏執筆)が、慎重な表現ながら同説を踏襲していることを指摘

金融論入門』(有斐閣、一九七五年)第六章「IMF体制」(則武

しておく。

その「はしがき」で記されている小野朝男、西村閑也両氏編『国際

- (4)で記した諸論者によって同趣旨の批判が行われている。 「価格の度量標準論序説」。として収録)と思われるが、以降、注「価格の度量標準についての覚書」(『立教経済学研究』第四巻第の「価格の度量標準説」にたいするこのような批判の先駆は三宅義夫氏

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義 <u>E</u>

り興味深いが、これらについての検討は別の機会に行うつもりであ フレーションと管理通貨制』北海道大学図書刊行会、一九七七年、 「金為替本位制と管理通貨制」(『金融経済』一〇一号、後に『イン 加筆のうえ収録)は自説の詳しい展開を含むものであ

(7) 論争は大きく二つの時期にわけられる。

ひとつは、一九五八年の西欧主要国通貨の交換性回復と同時期に

われた一連の論争である。この論争は問題提起者となった井汲卓一 経済分析』 (大月書店)――以下『分析』と略記――を中心として行 識のもとに、一九五九年から六一年にかけておもに季刊雑誌『日本 はじまるドル危機の顕在化を眼前にして、きわめて実践的な問題意

氏の見解への批判に少なからぬ精力が費やされたが、それをつうじ 今後の展望はいかなるものであるか、など、IMF体制に関するき もち、かつ矛盾を有していたか、その矛盾はどのように顕在化し、 るのはなぜか、そのことは戦後の国際通貨体制下でいかなる意義を て、ドル減価にもかかわらず金一オンス=三五ドルが維持されてい

後の時点にいたるドル減価の過程、程度を実証的にいかに検証、把 握するのかという論点を含む、さわめて具体的、実証的論争でもあ

わめて包括的な検討が行われた論争であった。また、一九六〇年前

についての論争点」(『アナリスト』一九五九年十一月)、 城座和夫 価格』崩壊の見通し」(『分析』第二集)、渡辺佐平「管理通貨制度 復と管理通貨制度の展望」(『分析』第一集)、桑野仁「金の『独占 「戦後国際通貨制度の 現段階」 (〔分析』第四集)、 花原二郎「管理 論争の主要参加者、論文を発表順に記せば、井汲卓一「交換性回

> 総括の位置を占める真藤素一「管理通貨制論争についての覚え書」 理通貨体制と インフレーション」(『貿易研究』第七号)、 花原二郎 通貨と労働価値説(上)」(『思想』一九六〇年二月)、井汲卓一「管 (『分析』第八集) があげられる。 「管理通貨制度をめぐる若干の問題点」(『分析』第七集)、 以上の

かかわらず、いくつかの限界をもっていた。 せ、その後のあらたな研究に刺激を与えたものであるが、それにも この論争はIMFや金・ドル交換に関する研究を 大きく 前進さ

ひとつは、多くの論者が、不換制下の国際通貨関係一般の特徴と

国通貨の「対内価値」と「対外価値」が分離されることにある、と 貨制度であり、単なる不換制との相違は、一言をもってすれば、各 なる不換制(氏の表現では金本位制の停止)ではなく国際的管理涌 IMFの国際通貨制度に固有な特徴とをそれぞれ十分明確にするこ 題提起者となった井汲氏の主張のポイントのひとつは、IMFは単 となく、事実上両者を区別せずに論じたことである。たとえば、問

いする批判者たちにあっても、戦後の国際通貨体制を不換制の基本 的特徴にもとづいて明確に位置づけることが、積極的批判としては い」(前掲『分析』第一集、六二ページ)といわれるにとどまり、 ついては「金本位制が停止された状態だという以上のもので はた 必要であったはずである。だが井汲氏自身も、その単なる不換制に

いうものであった。氏の主張がこのようなものである以上、氏にた

氏にたいする批判者たちにあっても、不換制下の国際通貨関係の一 しながら、減価の問題の位置づけに必要な前提たる不換制下の国際 とは、各論者が各国通貨の減価の問題、特にドル減価の問題を重視 般的特徴の積極的解明はみられなかった。ここで共通にみられるこ

―このことについては第一章第一節第二節でふれる。通貨関係一般の基本的特徴の整理が、不十分であったことである―

F「金平価」の性格把握との関連で、不換制下での各国通貨の代表 同じく「独占価格」と把握されつつも、井汲氏の貨幣論を「ノミナ う「独占価格」が維持されていることである、と。この井汲説への て反映すべきメカニズムが阻害され、金の一オンス=三五ドルとい すれば、ドルも、ドルと結びついた各国通貨も、国内での減価にも こそが、金に代って金の地位を占めた」(同上六一ページ)と表現さ な形で設定されないまま、論争過程において、金の価値は管理され あり、桑野氏もこのことに言及されている。しかしこの論点は明確 リズム」であると明確に批判されたが、そのさいの井汲氏と異なる 第一の批判者としてあらわれた桑野氏は、金一オンス=三五ドルを な生産力の優位と金独占にもとづいて、ドル減価が金価格高騰とし そが氏の事実認識であった。そしてその基礎は、アメリカの圧倒的 かかわらずIMF「平価」を維持することができる、ということこ れ、当然に手厳しい批判を浴びた。しかし、多少とも合理的に表現 金量と公定為替相場との関係をどうみるかも重要な論点のひとつで 金平価ではない、ということであった。したがってここでは、 重要な事実認識のひとつは、金一オンス=三五ドルはドルの現実の さらに、井汲氏は上記の「対内価値」「対外価値」分離論を、「ドル

済評論』一九六一年二月)がある。

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(上)除にたいする「不換通貨説」「度量標準説」双方の論者からなされ解に行われた、三宅義夫氏の金一オンス=三五ドルについての理壊期に行われた、三宅義夫氏の金一オンス=三五ドルについての理壊

るのかどうかなどの論点に包括されてしまった。

は、第二章〔補論三〕参照のこと。

- (8) 兌換制から不換制への移行に伴う国際通貨関係の変化の一般的、基本的特徴の整理の下に、金一オンス=三五ドルやIFMの国的、基本的特徴の整理の下に、金一オンス=三五ドルやIFMの国施貨の減価の問題との関係については本稿第一章第一節第二節参照通貨の減価の問題との関係については本稿第一章第一節第二節参照のこと——を指摘され、そのうえで、不換制下の通貨の大法金量が不確定となること——このことと、前記注(7)でも言及した、各国通貨の減価の問題との関係については本稿第一章第一節第二節参照のこと——を指摘され、そのうえで、不換制下の通貨の代表金量がのこと——を指摘され、そのうえで、不換制下の通貨の代表金量がのこと——を指摘され、そのうえで、不換制下の通貨の代表金量がのこと——を指摘され、そのうえで、不換制下の通貨関係の変化の一般のこと——を指摘され、そのうえで、不換制下の通貨関係の変化の一般のこと——を指摘され、そのうえで、不換制下の通貨関係の変化の一般のこと——を指摘され、そのうえで、不換制下の通貨関係の変化の一般のこと——を指摘され、そのうえで、不換制下の通貨関係の変化の一般のこと。
- 一国不換通貨は本来いかなる意味でも国際通貨として機能する

Ϊ

ち、兌換銀行券相互の交換であろうと、不換銀行券あるいは不換紙

ての流通根拠」(長洲一二編著『現代資本主義と多元社会』日本評角を鋭く提起したものとして、久留間健「不換ドルの国際通貨とし角を鋭く提起したものとして、久留間健「不換ドルの国際通貨とし来多くみられるのであるが、このような見解の批判をつうじて、今来多くみられるのであるが、このような見解の批判をつうじて、今ま多くみられるのであるが、このような見解は、明示的であれ暗黙裡にであれ、従ことができない、とする見解は、明示的であれ暗黙裡にであれ、従

こらつことに、トー間チー「閻暴慢慢式テーーーできょとつな質えルニーーーっている。なお本稿末尾の「付記」参照のこと。

論社、一九七九年所収)があげられる。本稿はこの論文に多くをお

のいくつかの点で本稿最終章の分析と一致する。本稿と比較検討しずしも賛成できないところがあるが、今日のドル問題に関する分析諸説の評価やその問題設定の仕方、その接近方法等に関してかならおのとして、片岡尹「国際通貨試論――不換ドルの流通根拠につたものとして、片岡尹「国際通貨試論――不換ドルの流通根拠につまた、役来の巨路通貨の券定を批判、検討したから巨部を展開しまた、役外の巨路通貨の券定を批判、検討したから巨部を展開しまた。

参照されたい。 本評論社、一九七七年)も基本的にすぐれた分析として、あわせてていただければ幸いである。なお、真藤素一『国際通貨と金』(日

第一章

制のそれとすこしも変化していない、ということである。すなわということである。」「為替相場の現象形態も不換制において、兌換に移行しても為替相場そのものの本質はすこしも変化していない、(1) たとえば体系的な研究におけるこのような例として。「不換制

大ページ、傍点―小西)
一大ページ、傍点―小西)
一大ページ、傍点―小西)
一大でも、一次になった。一つは為替相場の変動化という点である。」(今宮という点であり、一つは為替相場の変動化という点である。」(今宮という点であり、一つは為替相場の変動化という点である。」(今宮という点であり、一つは為替相場が受験制とくらべてつぎの二つの点でちいかし、不換制の為替相場が兌換制とくらべてつぎの二つの点でちいかし、不換制の為替相場が兌換制とくらべてつぎの二つの点でちいかし、不換制の為替相場が兌換制とくらべてつぎの出口の点である。

の行論で示されているとおりである。 (2) 「一義的決定」といっても、兌換制下における古典的形態と金(2) 「一義的決定」といっても、兌換制下における古典的形態と金

際的側面」ならびに『金』参照のこと。 上のような特徴については、三宅義夫前掲「兌換停止下の通貨の国上のような特徴については、三宅義夫前掲「兌換停止下の通貨の国

第二節

(4) 桑野仁氏は、三宅義夫氏の『金融論』(有斐閣、一九六六年)中の為替「相場は、外国為替手形の需要供給によってきまる」(同中の為替「相場は、外国為替手形の需要供給によってきまる」(同中の為替「相場は、外国為替手形の需要供給によってきまる」(同中の為替「相場は、外国為替手形の需要供給によってきまる」(同中の為替「相場は、外国為替手形の需要供給によってきまる」(同中の為替「相場は、三宅義夫氏の『金融論』(有斐閣、一九六六年)中の為替「相場は、三宅義夫氏の『金融論』(有斐閣、一九六六年)中の為替「相場は、三宅義夫氏の『金融論』(有斐閣、一九六六年)中の為替「相場は、三宅義夫氏の『金融論』(有斐閣、一九六六年)中の為替「相場は、三宅義夫氏の『金融論』(有斐閣、一九六六年)中の為替「相場は、三宅義夫氏の『金融論』(有斐閣、一九六六年)

それぞれの諸国の不換銀行券の代表金量低下が同方向に同率におこなわれるとすれば、為替相場の変化は生じえない。したがって、こなわれるとすれば、為替相場の変化は生じえない。したがってはありえない。「「すなわち、貨幣減価が為替相場変動をもたらすには、媒介要因を必要とする。」「それはそれぞれの諸国において貨幣減価が均等には絶対に生じないという現実的要因があるからである。「「この意味において」、各国通貨の代表金量の低下は「たるが、「この意味において」、各国通貨の代表金量の低下は「たるが、「この意味において」、各国通貨の代表金量の低下は「たるが、「この意味において」、各国通貨の代表金量の低下は「たった」、「この意味において」、各国通貨の代表金量低下が同方向に同率におこなわれるとすれば、為替相場の変化をもたらす、という主張である。したがってまた、この見解は公定為替相場と「事実上の金平価」とを基本的でまた、この見解は公定為替相場と「事実上の金平価」とを基本的でまた、この見解は公定為替相場と「事実上の金平価」とを基本的でまた、この見解は公定為替相場と「事実上の金平価」とを基本的でまた、この見解は公定為替相場と「事実上の金平価」とを基本的である。

このような見解はほかにも多くみられるが、ここで両氏の説明をとくに引用したのは――また本稿の所々で言及するのは――つぎの再情からである。すなわち、両氏の為替理論はいわゆる「為替利子り――とはいえわたくしは、為替相場の本質を両替相場だとされる両氏の見解には賛成できないが――、また「国際通貨問題」についての両氏の現実的分析に多くの学ぶものがあるのであるが、それにもかかわらず両氏が以上のような見解をもたれている、という点がわたくしの注意をひいたからである。

宅義夫「『現代銀行券の代表する金量は確定されていてうごかない』平価」をイコールのものとする見解――を批判したものとして、三なお飯田繁氏のこのような見解――公定為替相場と「事実上の金

為替相場は異種貨幣間の交換比率なのであるから、かりに

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(上)

五〇年)所収の「平価切下」の項目などをあわせて参照されたい。 価値の低落」の項、『平凡社大百科事典、新補遺、第三巻』(一九 宅氏の前掲「兌換停止下の通貨の国際的側面」の中の「四 公定為 という飯田教授の所説について」(渡辺佐平編『インフレーション 替相場と通貨価値の低落」、前掲『金』の「為替相場の維持 と 通貨 理論の基礎』日本評論社、一九七〇年、所収)参照のこと。また三

(7) 久留間健「独自な物価騰貴としてのインフレーションの概念相 学研究』第二一巻第三号)五ページ。

(6) **久留間健「マルクスの紙幣減価論の理解のために」**(『立教経済

あるが、ここでは立ち入らない。 準に関する久留間氏の見解への批判としては、今宮謙二「価値尺度 出版局、一九六四年)八六ページ参照のこと。なお、価格の度量標 定の確立のための一試論」(大内兵衛他編『金融論研究』法政大学 と価格標準の関連について」(『商学論纂』第一三巻第六号)などが

- (8) このこと自体を立ち入って問題にしようとする場合には外国為 的に論じられねばならない。 替取引や相場の本質論が、不換制下でも妥当するような形で、本格
- (9) 本稿 [補論]] 参照のこと
- (1) アメリカでは一九七七年十月に「金約款」法が四四年ぶりに復 活したが、これは長期貸借契約におけるいわば金価値保 証 で あっ 買の位置づけについては、本章一九八ページ、第二章注(29)ならび て、民間人の金決済ではない。なお、民間人の金市場における金売 に最終章末尾を参照のこと

- $\widehat{\mathbf{i}}$ 本稿〔補論二〕参照のこと。
- 12 同上
- 久留間健前掲「不換ドルの国際通貨としての流通根拠」二〇一
- ~二〇四ページ。
- (15) 同上、二〇五~二〇九ページ参照のこと 同上、二〇六~二〇七ページ。

は最終章をみられたい。 と、すなわち、この一般論の現実分析における意義と限界について 般論によって今日のドル問題等をどこまで解明できるか、というこ 相場制下の現実を直接説明しているものではない。ここに記した一 通貨に対外金交換性のない場合の公的決済のあり方は、今日の変動 なお――誤解のないように付記しておくが――ここで述べた国際

- (16) 同上、二〇七ページ参照のこと。
- 同上、二〇八ページ参照のこと。
- (18) 岩野茂道氏は「資本主義は国家と金を超えられないか」と設問 となれば紙幣から金兌換券となるというのがおかしく(たしかにお 岡橋説に比すれば「帳簿上、国内(アメリカ)名義から外国人名義 開され」ていると岡橋氏の「銀行券手形=金投機説」を評価され、 する」と嘆かれつつ、「その中でも、比較的批判に耐えうる論理を展 幣論を「金属主義理論」(!)とされ、それは今日「混乱は極に達 において最も精彩をはなっている部分が、岡橋保氏への評価であっ されて、超えられると答えられる(「資本主義は国家と 金を超えら たことはまことに皮肉である。岩野氏は今日のマルクス経済学の貨 れないか」『経済評論』一九七三年一月)。このような岩野氏の論文 かしいが、誰が、いつ、どこでこんな馬鹿げたことを主張したとい

からすれば貨幣は金でなくてもよいことになる正しさをもちながらに強靱な論理を展開された」、と称賛され、岡橋説の論理の内的連関において国際流通においてさえ現実の金の不要なことを論証するのではなかった」、と裁断される。 そして、 岡橋「教授は銀行券論争うのだろうかノー小西」、 およそ 貨幣理論上分析の対象となるもの

存在を導入するという論理矛盾に気づかれていない」、と惜しまれとめることができよう!』として、最後に自説の論証に現実の金のにすぎない。いまさらながら、世界貨幣が金であることの確証をみも、「にもかかわらず、『通貨投機はより道であり、金投機への道草

たい。(有斐閣、一九五七年)第一二章「国際為替決済協定」を参照され(19) これちの様々な実例につい ては、 安東盛人『外国為替概論』

るのである。(同論文六六~六八ページ)

- 一~二五二ページ。(21) 村岡俊三『マルクス世界市場論』(新評論、一九七六年)二五(20) 久留間健前掲論文一九五ページ参照のこと。
- 通貨としている点は納得できないが。 五年)五四一ページ(吉野俊彦氏執筆)。 ただここでは、 金も国際 五年)五四一ページ(吉野俊彦氏執筆)。 ただここでは、 金も国際 近貨としている点は納得できないが。

(未

完

では本稿の標題は「旧IMFの国際通貨体制の……」となっていではあるが」として言及していただいているのであるが、その時点換ドルの国際通貨としての流通根拠」の注(3)において、「未発表付記」 本稿は印刷前の原稿の段階で、久留間健氏に、前掲論文「不

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(上)

稿に修正、加筆したものである。ておきたい。なお本稿は、久留間氏の前記論文に学んで、当初の原題を「体制」から「制度」にあらためたので、ここでおことわりした。今回発表するにあたって、「はじめに」で記した趣旨から、標